

令和 5 年度第 2 4 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 6 年 3 月 2 6 日

担当部・課：保健福祉部保険年金課〔内線 2 3 3 3〕

<b>① 件 名</b>	
石巻市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び石巻市第 4 期特定健康診査等実施計画の策定について	
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	
<p><b>【背景】</b>  「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 2 0 年度から「特定健康診査等実施計画」の策定及び特定健康診査・特定保健指導を実施することが保険者に義務付けられ、本市においては、平成 2 0 年 3 月に第 1 期計画、平成 2 5 年 3 月に第 2 期計画を策定した。  また、平成 2 6 年 4 月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施に関する指針」が改正され、保険者は健康・医療情報のデータ分析に基づいた「保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定して保健事業を推進するものとされたことから、平成 2 8 年 3 月に「第 1 期保健事業実施計画」を策定し、平成 3 0 年 3 月には、「第 2 期保健事業実施計画」と「第 3 期特定健康診査等実施計画」を一体的に策定しているが、令和 5 年度をもって現計画期間が終了する。</p> <p><b>【目的】</b>  被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図るため、令和 6 年度から令和 1 1 年度を計画期間とする石巻市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び石巻市第 4 期特定健康診査等実施計画を一体的に策定するもの。</p>	
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	
<p><b>【根拠法令】</b>  国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）  高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>  第 3 章 共に支えあい誰もが生きがいをもち自分らしく健康に暮らせるまち  第 4 節 誰もが元気に暮らせる心と体の健康づくりの推進  1 健康づくりを推進する</p> <p><b>【個別計画との整合性】</b>  第 2 次石巻市健康増進計画  石巻市高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画  第 8 次宮城県地域医療計画</p>	
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	
平成 1 8 年 6 月	「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正（平成 1 8 年法律第 8 3 号）
平成 2 0 年 3 月	「第 1 期特定健康診査等実施計画」策定
平成 2 5 年 3 月	「第 2 期特定健康診査等実施計画」策定
平成 2 8 年 3 月	「第 1 期保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定
平成 3 0 年 3 月	「第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「第 3 期特定健康診査等実施計画」策定
令和 5 年 3 月	「「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第 4 版）」の公表について」通知 （厚生労働省保険局国医療介護連携政策課事務連絡）
令和 5 年 5 月	「「国民健康保険 保健事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引き」の改訂について」通知（厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）
令和 6 年 2 月	石巻市特定健康診査等実施連絡会議委員による検討

<b>⑤ 主な内容</b>																											
1	計画期間	令和6年度から令和11年度（6年間）																									
2	対象者	石巻市第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）：国民健康保険被保険者 石巻市第4期特定健康診査等実施計画：40～74歳の国民健康保険被保険者																									
3	内容	① 石巻市第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）（第1章～第2章、第4章～第6章）																									
	(1) 主な内容	健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業を実施し、生活習慣病対策をはじめとする保健事業を実施することにより、被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図る。																									
	(2) 目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な目標 虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症による人工透析の医療費の伸びの抑制</li> <li>・短期的な目標 虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の共通リスクとなるメタボリックシンドローム、高血圧、糖尿病、脂質異常症の該当者の減少</li> </ul>																									
	② 石巻市第4期特定健康診査等実施計画（第3章）	(1) 主な内容 特定健康診査、特定保健指導の実施方法や目標等基本的な事項を定める。																									
	(2) 目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R6年度</th> <th>R7年度</th> <th>R8年度</th> <th>R9年度</th> <th>R10年度</th> <th>R11年度 最終年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定健診受診率（%）</td> <td>50.0</td> <td>55.0</td> <td>60.0</td> <td>60.5</td> <td>61.0</td> <td>61.5</td> </tr> <tr> <td>特定保健指導実施率（%）</td> <td>40.0</td> <td>50.0</td> <td>60.0</td> <td>60.5</td> <td>61.0</td> <td>61.5</td> </tr> </tbody> </table>						R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 最終年度	特定健診受診率（%）	50.0	55.0	60.0	60.5	61.0	61.5	特定保健指導実施率（%）	40.0	50.0	60.0	60.5	61.0	61.5
	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度 最終年度																					
特定健診受診率（%）	50.0	55.0	60.0	60.5	61.0	61.5																					
特定保健指導実施率（%）	40.0	50.0	60.0	60.5	61.0	61.5																					
※石巻市第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び石巻市第4期特定健康診査等実施計画概要 別添																											
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>																											
<p><b>【影響・効果】</b> 保健事業実施計画（データヘルス計画）、特定健康診査等実施計画に基づいた特定健康診査と生活習慣病に対する保健事業を実施することにより、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症等の重症化を予防し、健康寿命の延伸及び医療費適正化に寄与することができる。</p>																											
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>																											
他市町村においても同様の計画を策定する。																											
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>																											
令和6年3月	石巻市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び石巻市第4期特定健康診査等実施計画を策定																										
4月	市民への周知（ホームページ掲載）																										
7月	石巻市国民健康保険事業の運営に関する協議会に報告																										
<b>⑨ その他</b>																											